

## 訪問看護 重要事項説明書

訪問看護を提供するにあたり、厚労省令第37号第8条に基づいて等事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです

### 1. 事業所概要

1) 事業者名称	一般社団法人 八女筑後医師会 八女筑後訪問看護ステーション
2) 代表者氏名	大橋 輝明
3) 所在地	福岡県八女市本村656番地1
4) 連絡先	電話 0943-23-7211 FAX 0943-23-7222

### 2. 指定番号

1) 福岡県介護保険指定事業所番号	4062190006 訪問看護・予防訪問看護・居宅介護支援
2) 福岡県医療保険指定事業所番号	219.000.6 訪問看護

### 3. 事業の目的

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします

### 4. 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療・福祉機関と綿密な連携を図り、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとします

### 5. 職員体制

管理者	1名	作業療法士	2名
訪問看護師	16名	介護支援専門員	2名
理学療法士	1名	事務員・助手	2名

## 6. 営業日、営業時間等

1) 営業日	月曜日から金曜日
2) 休業日	土日祝日・8月13日～8月15日・12月29日～1月3日 ※訪問を希望される場合や、療養上訪問が必要な場合は営業日に関係なく訪問します
3) 営業時間	8時30分から17時15分まで ※訪問を希望される場合や、療養上訪問が必要な場合は営業時間に関係なく訪問します
4) 営業地域	八女市（旧八女郡含む）・筑後市・八女郡広川町 （上記以外の地域については要相談となります）

## 7. 訪問看護サービスの内容

- ① 病状の観察（病気や障がいの状態、血圧・体温・脈拍等のチェックをし、異常の早期発見）
- ② 在宅療養のお世話（身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄等の介助・指導）
- ③ 薬の相談・指導（薬の作用・副作用の説明、飲み方の指導、残薬の確認等）
- ④ 医師の指示による医療処置（点滴、カテーテル管理（胃ろう、尿留置カテーテル等）、インシュリン注射等）
- ⑤ 医療機器の管理（在宅酸素、人工呼吸器等の管理）
- ⑥ 褥瘡予防・処置（褥瘡防止の工夫や指導、褥瘡の利用者と家族の相談、対応方法の助言等）
- ⑦ 認知症（利用者と家族の相談、対応方法の助言等）
- ⑧ 介護予防（健康管理、低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス等）
- ⑨ ターミナルケア（がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援）
- ⑩ 在宅でのリハビリテーション（拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等）
- ⑪ ご家族等への介護支援・相談（介護方法の助言。病気や介護の不安の相談等）

## 8. 利用料その他の費用について

健康保険法、介護保険法等に基づき定めた支払いをしていただきます、訪問看護利用料と自己負担額の目安は、別紙「訪問看護サービス利用料について」のとおりとなります

## 9. 緊急時の対応について

サービス提供にあたり、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医、救急機関、家族及び居宅介護支援事業所等に連絡します

## 10. 訪問看護サービス利用の中止・変更

訪問看護サービスの中止や変更、追加を希望される場合は、できるだけ早めに連絡をお願いします。変更、追加については、他のご利用者の訪問の都合上、ご希望に沿えない場合もあります

### 11. 訪問看護サービス利用にあたっての留意点

- ① 訪問看護サービス提供にあたっては複数名の看護師で受け持ち制を取り、交代で訪問します
- ② 担当看護師の交代を希望される場合は、当該看護師が業務上不適切であると認められる事情、その他交代を希望される理由を明らかにして、事業所に申し出てください。利用者から特定の看護師の指名はできません
- ③ 担当看護師は、掃除や調理など、7のサービスの内容に記載している以外のサービスを提供することはできません
- ④ 利用者及び訪問看護サービス提供者を守る観点から、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴言、暴力等があった場合には、訪問看護サービスの提供を中止させていただきます。協議のうえ、訪問看護サービスの提供を再開した場合において、再度セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴力等があった場合には速やかに契約を解除させていただきます  
その他 ・職員の自宅の住所や電話番号を聞く。ストーカー行為、契約内容と違うサービス提供を要求するなど、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- ⑤ 6の利用料で規定している料金には設定できない訪問看護サービスについては自費サービスを規定します。別紙「訪問看護サービス利用料について」のとおりとなります
- ⑥ 八女筑後医師会は看護学校が併設となっており、八女筑後訪問看護ステーションは看護学生の実習受け入れ施設となっています。将来の医療を担う人材の育成にご理解いただきご協力をお願いします。なお、実習生の受け入れについては事前に説明し、同意をいただいた上で実施します

### 12. 苦情受付窓口

- ① 八女筑後訪問看護ステーション 担当 松崎  
八女市本村 656番地1  
TEL 0943-23-7211 FAX 0943-23-7222
- ② 八女市役所介護長寿課介護サービス係  
八女市本町647番地  
TEL 0943-23-2545 FAX 0943-30-1505

③ 筑後市介護保険係

筑後市山ノ井898番地

TEL 0942-53-4111 FAX 0942-52-5928

④ 福岡県介護保険広域連合 柳川・広川・大木支部

柳川市三橋町正行 431 番地

TEL 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340

⑤ 福岡県国民健康保険団体連合会

福岡市博多区吉塚本町13番地47

TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

(事業者)

住所 〒834-0063 福岡県八女市本村656-1

事業所名 一般社団法人 八女筑後医師会 八女筑後訪問看護ステーション

代表者 大橋 輝明 印

説明者 管理者 松崎 里恵 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました

(利用者名)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) 印